

身体拘束最小化および適正化へ向けた取り組み

<身体拘束に関する当院の指針>

身体拘束は基本的人権や人間の尊厳を侵害する為、当院では、患者または他者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は実施しません。

また、身体拘束中は二次的な身体障害や偶発症の発症に十分注意し、身体拘束を解除する時間を設けるようにします。

<身体拘束とは>

患者様の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に身体を拘束し行動を制限することです。

<やむを得ず身体拘束を行う場合>

患者様または他者の生命又は身体を保護するための措置として、以下の三要件をすべて満たす状態にある場合、患者様とご家族様へ説明し同意の上で必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- 1) 切迫性:本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 2) 非代替性:身体拘束などの行動制限を行う以外に他の方法が見つからない
- 3) 身体拘束やその他の行動制限が一時的で解除の見込みがある

<当院における身体拘束に該当する行為>

- 1) 胴抑制(胴拘束帯):ベッドにベルト状のものを使用し患者様の腹部を拘束する
- 2) 四肢拘束帯:ベッド柵に帯状のもので患者様の上肢または下肢を拘束する
- 3) 車椅子用拘束帯:車椅子に患者様の体幹を拘束する
- 4) ミトン:指が分かれていない手袋を装着し、患者様の指を拘束する
- 5) つなぎ服:患者自ら脱ぐことのできないつなぎ服を使用する
- 6) ベッドサイドレールの4点使用:ベッドにベッド柵を固定する

<身体拘束を行った場合の対応>

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束解除へ向けた多職種カンファレンスや身体拘束最小化チームによる介入を行い、できるだけ早期に身体拘束が解除できるように努めます。

<身体拘束適正化、最小化へ向けた職員教育>

医療に携わる全ての職員に対して、身体拘束最小化と人権を尊重したケアが実践できるように職員教育を実施しています。

- 1) 年2回、身体拘束に関わる研修会を医療者に対し開催しています
- 2) 新任者に対する身体拘束最小化に対する研修を実施しています



病院長・看護部長
身体拘束等適正化委員会
2026年5月

